

様式第2号（第4条関係）

那須町介護保険特別給付 紙おむつ費の給付認定申請書

那須町長 様

申請日	年 月 日	
申請者	住 所	
	電 話 番 号	
	氏 名	
	対象者との続柄	
対象者	被保険者番号	
	住 所	那須町大字
	氏 名	
	要介護区分	要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5
	直近の認定日	年 月 日
	心身状況等は別紙「紙おむつ費給付認定申請に係る申告書」のとおり	

【町記入欄】

支援事業者等	事業所名	担当者		
日常生活自立度	障害高齢者	主治医意見書	自立・J・A	B・C
		認定調査	自立・J・A	B・C
	認知症高齢者	主治医意見書	自立・I・II	III・IV・V
		認定調査	自立・I・II	III・IV・V
給付決定	<input type="checkbox"/> 承認（ 年 月から支給）			
	<input type="checkbox"/> 不承認			

紙おむつ費給付認定申請に係る申告書

1. 対象者の生活状況

	町内に住所があり、月半数以上その住所地で生活している。
	入院、宿泊サービス等の利用日数の合計が月半数を超える。

2. 紙おむつの使用状況

	常時使用している。
	就寝時、外出時のみ使用している。 失禁してしまうことがあるので、念のため使用している。

3. 障がい高齢者の日常生活自立度

	主治医意見書または認定調査で「B」または「C」と判定されている。 ・ 尿意（便意）はあるが、寝たきりのためトイレを使用できない。
	主治医意見書または認定調査で「自立」・「J」・「A」と判定されている。 ・ 尿意（便意）がありトイレで排泄することができる。 ・ 尿意（便意）があり自分で排泄できるが、間に合わず失禁してしまうことがある。

4. 認知症高齢者の日常生活自立度

	主治医意見書または認定調査で「Ⅲ」・「Ⅳ」・「Ⅴ」と判定されている。 ・ 尿意（便意）が分からず、失禁している。 ・ 尿意（便意）があいまいで介護を必要とする。（排尿排便が上手にできない、時間がかかる）
	主治医意見書または認定調査で「自立」・「I」・「II」と判定されている。 ・ 尿意（便意）がありトイレで排泄することができる。 ・ 尿意（便意）があいまいで失禁してしまうことがあるが、誰かが注意していれば（声かけ、見守り）トイレで排泄することができる。

5. その他の事情等

--

記 入 例

那須町介護保険特別給付 紙おむつ費の給付認定申請書

那須町長 様

支給の可否決定は申請者に通知されます

申請日	R 6 年 4 月 8 日		
申請者	住 所	栃木県那須塩原市〇〇〇〇123-45	
	電 話 番 号	0287-〇〇-〇〇〇〇（日中連絡のつく番号）	
	氏 名	〇 〇 〇 〇	
	対象者との続柄	子	
対象者	被保険者番号	012345	
	住 所	那須町大字●●乙678-9	
	氏 名	● ● ● ●	
	要介護区分	要介護1・要介護2・ 要介護3 ・要介護4・要介護5	
	直近の認定日	R 6 年 1 月 25 日	
	心身状況等は別紙「紙おむつ費給付認定申請に係る申告書」のとおり		

【町記入欄】

支援事業者等	事業所名	担当者		
日常生活自立度	障害高齢者	主治医意見書	自立・J・A	B・C
		認定調査	自立・J・A	B・C
	認知症高齢者	主治医意見書	自立・I・II	III・IV・V
		認定調査	自立・I・II	III・IV・V
給付決定	<input type="checkbox"/> 承認（ 年 月から支給）			
	<input type="checkbox"/> 不承認			

紙おむつ費給付認定申請に係る申告書

6. 対象者の生活状況

○	町内に住所があり、月半数以上その住所地で生活している。
	入院、宿泊サービス等の利用日数の合計が月半数を超える。

7. 紙おむつの使用状況

○	常時使用している。
	就寝時、外出時のみ使用している。 失禁してしまうことがあるので、念のため使用している。

8. 障がい高齢者の日常生活自立度

分からない場合は記入せず持参してください

○	主治医意見書または認定調査で「B」または「C」と判定されている。 ・ 尿意（便意）はあるが、寝たきりのためトイレを使用できない。
	主治医意見書または認定調査で「自立」・「J」・「A」と判定されている。 ・ 尿意（便意）がありトイレで排泄することができる。 ・ 尿意（便意）があり自分で排泄できるが、間に合わず失禁してしまうことがある。

9. 認知症高齢者の日常生活自立度

分からない場合は記入せず持参してください

○	主治医意見書または認定調査で「Ⅲ」・「Ⅳ」・「Ⅴ」と判定されている。 ・ 尿意（便意）が分からず、失禁している。 ・ 尿意（便意）があいまいで介護を必要とする。（排尿排便が上手にできない、時間がかかる）
	主治医意見書または認定調査で「自立」・「Ⅰ」・「Ⅱ」と判定されている。 ・ 尿意（便意）がありトイレで排泄することができる。 ・ 尿意（便意）があいまいで失禁してしまうことがあるが、誰かが注意していれば（声かけ、見守り）トイレで排泄することができる。

10. その他の事情等

※常時使用相当を認められる理由があれば記入してください。

例：寝たきりになった理由や病名、認知症の診断の有無、カテーテルやストマの使用有無、日中・夜間・トイレ（ポータブルトイレ）の使用状況、トイレまでの移動状況（自力で移動できるか）、1日あたりの平均使用何枚、1カ月あたりの平均購入費用など